

# 自動車税・自動車取得税の減免のしおり

はじめに・・・

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

## 対象となる自動車

障害のある方本人または生計を一にする方が自動車を運転される場合

交付を受けた手帳の区分	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	用途
身体障害者手帳 または 戦傷病者手帳	障害のある方本人	障害のある方本人	特に問いません
	重度の障害の場合 障害のある方本人 または 生計を一にする方	生計を一にする方	もっぱら障害のある方の通学、通院、通所、生業のために使用
療育（愛護）手帳 精神障害者保健福祉手帳	障害のある方本人 または 生計を一にする方	生計を一にする方	

常時介護者が自動車を運転される場合

交付を受けた手帳の区分	自動車の所有(取得)者	用途
身体障害者手帳・戦傷病者手帳 (重度の障害の場合)	障害のある方本人	もっぱら障害のある方の通学、通院、通所、生業のために使用
療育(愛護)手帳・精神障害者保健福祉手帳		

(注) 対象となる障害の程度については、次ページの「対象となる方」をごらんください。


- (1) 「生計を一にする方」とは、手帳の交付を受けている方と継続的に日常生活の資を共通にしている親族等をいいます。
- (2) 「常時介護者」とは、単身の重度身体障害者等または身体障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者等を常時介護する者として、地域県民局長、福祉事務所長、町村の長または県の健康福祉政策課長の証明を受けた方をいいます。  
※「身体障害者等のみで構成される世帯」とは、同一世帯のすべての方が身体障害者手帳等の交付を受けている世帯をいいます。(減免の対象となる重度身体障害者等以外の方については障害の程度を問いません。)
- (3) 減免の対象となる自動車は、軽自動車を含め、手帳の交付を受けている方1人につき1台に限られます。また、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は減免が受けられません。  
すでに減免を受けた方が、同一年度内に自動車を買い替え、新たに取得した自動車(または軽自動車)について減免を受けようとする場合には、すでに減免を受けた自動車について廃車(登録の抹消)または譲渡(移転登録)がされている必要があります。
- (4) 4月1日以後に身体障害者手帳等の交付を受けた場合は、自動車税については、身体障害者手帳等の交付を受けた月の翌月分から減免の対象となります。

※軽自動車税については、市町村の税務担当課にお問い合わせください。

# 対象となる方

## 1 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受けている方										障 害 の 区 分	身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 方					
第3款症	第2款症	第1款症	第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
										視 覚 障 害						
										聴 覚 障 害						
										平 衡 機 能 障 害						
										音 声 機 能 障 害						
										上 肢 不 自 由		①②				
										下 肢 不 自 由			①			
										体 幹 不 自 由						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害						
										心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸又は小腸の機能障害						
										ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
										肝臓機能障害						

- (注) 1  は、手帳の交付を受けている方本人が自動車運転する場合に限り、対象となります。
- 2 「音声機能障害」については、**こう頭摘出**による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。
- 3 「上肢不自由」の2級については、障害の程度が**2級の1**または**2級の2**に該当する場合に限り、対象となります。
- 4 「下肢不自由」の3級については、障害の程度が**3級の1**に該当する場合以外は、手帳の交付を受けている方本人が自動車運転する場合に限り、対象となります。
- 5 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。
- 6 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が自動車運転する場合に限り、対象となります。

## 2 療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区 分	障 害 の 程 度
療育（愛護）手帳の交付を受けている方	障害の程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害の程度が「1級」であり、かつ、次のいずれかに該当する方 (1)通院医療費受給者番号または自立支援医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 (2)(1)以外の方で、精神通院医療を受けていることについて通院している医療機関から証明を受けた方

# 減免額の上限と納付すべき額

### ○自動車税

上限：税額45,000円

- ・年税額が45,000円以下の方 全額減免
- ・年税額が45,000円超の方 45,000円を超える額のみを負担

たとえば、年税額51,000円の場合

- (1) 通常の場合（4月から1年間減免となる場合）  
51,000円－45,000円＝6,000円が納付すべき額となります。
- (2) 月割課税の場合（たとえば、5月から11か月減免になる場合）  
月割課税の場合には、45,000円を月割にした額が上限となりますので、  
51,000円（年税額）×11月÷12月－45,000円×11月÷12月（上限額）＝5,500円が納付すべき額になります。

### ○自動車取得税

上限：課税標準額（障害者用の特別の仕様による装置の取付費用を除く。以下同じ。）  
250万円を上限

- ・課税標準額が250万円以下の方 全額減免
  - ・課税標準額が250万円超の方 250万円に5%の税率を乗じた額を超える額のみを負担
- たとえば、課税標準額が300万円の自動車を取得した場合は、  
300万円×5%－250万円×5%＝2万5千円が納付すべき額になります。

# 申請手続

## 1 はじめて申請する場合

### (1) 申請に必要な書類等

減免の申請をする際には、次の書類等を準備して地域県民局県税部においでください。

区 分	申請に必要な書類等
手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合	①身体障害者手帳または戦傷病者手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証 ④印章（はんこ）
手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車を運転する場合	①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証 ④印章（はんこ） ⑤生計同一証明書または常時介護証明書（※1） ⑥身体障害者等の通学等に関する申出書（※2）

#### ※1 生計同一証明書または常時介護証明書

次の機関から、手帳の交付を受けている方と自動車を運転する方との生計同一証明書又は常時介護証明書の交付を受けてください。

なお、生計同一証明書については、**自動車の所有者と自動車を運転する方が異なる場合には、手帳の交付を受けている方とそれぞれの方との証明書が必要**になります。

ア 身体障害者の場合は、市町村の福祉事務所または福祉担当課

イ 戦傷病者の場合は、県の健康福祉政策課

ウ 知的障害者の場合は、市町村の福祉事務所または福祉担当課

エ 精神障害者の場合は、地域県民局地域健康福祉部保健総室（青森市の方は市障害者支援課）

※2 手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車を運転する場合は、申請の際に「**身体障害者等の通学等に関する申出書**」により、手帳の交付を受けている方の通院、通学等の状況を届け出いただきます。用紙は地域県民局県税部の窓口に備え付けてあります。また、県税ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>）の「各種申請用紙ダウンロード」のページから入手することもできます。

### (2) 申請の時期

#### ア 現に所有している自動車について自動車税の減免を申請する場合

自動車税の納期限（通常は6月30日です。）の**7日前まで**に、お近くの地域県民局県税部で申請してください。

**4月1日以後に身体障害者手帳等の交付を受けた場合には**、その交付後、速やかにお近くの地域県民局県税部で申請してください。

#### イ 新たに自動車を取得した場合の自動車税・自動車取得税について申請する場合

新たに自動車を取得した場合には、**新規登録および移転登録する際に**、青森県交通会館内および八戸自動車会館内の東青地域県民局県税部の窓口で申請してください。なお、その他お近くの地域県民局県税部でも申請を受け付けています。

※その年度の自動車税が既に課税されている自動車を年度の中途に取得した場合は、自動車取得税のみが減免の対象となります。（自動車税については、翌年度から対象となります。）

## 2 すでに減免を受けている場合

毎年5月に、東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。

### (1) 「自動車税減免予定通知書」の記載内容に変更がない場合

申請は不要です。後日減免決定通知書が届きますので、大切に保管してください。

### (2) 「自動車税減免予定通知書」の記載内容に変更がある場合

減免を受けている自動車を買替えた場合、住所の変更があった場合、自動車を運転する方が変わった場合、通院・通学等に使用しなくなった場合など、申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。お近くの地域県民局県税部にご連絡ください。

## その他の減免の制度

身体障害者等の利用に供するために**特別の仕様による装置が取り付けられている自動車**についても減免の制度があります。

### (1) 自動車の構造からもっぱら身体障害者等の利用に供する場合

→自動車税と自動車取得税の全額を減免

### (2) (1) 以外の場合

→特別の仕様による装置の取付け費用に税率を乗じた額に相当する自動車取得税額を減免

(注) 1 「特別の仕様による装置が取り付けられている自動車」とは、身体障害者等の利用にもっぱら供するため、車椅子昇降装置、車椅子固定装置等を装着するなど、**特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた自動車**をいい、単に用具等が備えてあるような場合は含まれません。

2 対象となる自動車は、自家用・営業用の別を問いません。

3 この装置減免の対象となる自動車は、通常的身體障害者等の減免の対象となる自動車とあわせて、障害者1人につき1台に限られます。

 詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	所 在 地
東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内線 6617 (直)017-734-9974 6618	017-773-1371	〒030 青森市新町2丁目4-30 -8530 県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内線 233 (直)0172-32-4341 331	0172-35-6547	〒036 弘前市蔵主町4 -8345 県合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内線 205 (直)0178-27-4455 206	0178-27-3817	〒039 八戸市尻内町鴨田7 -1101 県合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内線 211 (直)0173-34-3141 210	0173-34-2110	〒037 五所川原市栄町10 -0046 県合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内線 212 (直)0176-23-4241 214	0176-22-8135	〒034 十和田市西十二番町20-12 -0093 県合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内線 210 (直)0175-22-3105 211	0175-22-3106	〒035 むつ市中央1丁目1-8 -0073 県合同庁舎内

県税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>